



体験入学について

体験入学の受け入れ条件は下記のようになっています。体験入学
申し込み・誓約書をよくお読みになった上で御検討ください。

記

☆体験入学の確認事項

- 青島日本人学校規則第8条にあう児童生徒であること
- 本校授業（日本語による日本式の授業）を受けることができる。
- 通学は、保護者の責任で送迎する。（通学バス利用は要相談）
- 保護者・児童生徒は、本校の規則に従う。
- 学校は、期間内において在籍児童生徒と同様に指導に当たる。
- 宿泊行事の参加は不可。その他、学校行事、校外学習、職場体験の参加は、事前準備の段取りや安全面を考慮し、学校側の判断に従う。
- 教材・学習用具については、必要に応じて実費を徴収する。
- 在籍人数に入れず、成績等の評価や通知表の作成は行わない。
- 期間中において適応困難になった場合は、受け入れを打ち切ることがある。
- 学校管理下において、児童生徒の事故・災害について、学校及び設置者の処置に不服を申し出ない。
- 授業料は、日単位で徴収します。
1日300元 5日以上から2週間以内で受け入れます